

出題が予想される民法・行政法 1000 論点を網羅！  
絶対に落としてはいけない論点を徹底チェック！

Zoom受講可!

# 民法・行政法 実践力強化道場

## ✓ 実施形態・実施校

通学：横浜本校+（Zoom受講）

## ✓ 対象者

- 民法・行政法の対策に困っている方
- 改正点・重要論点を知りたい方
- 記述式で出題が予想される論点を学習したい方

## ✓ 担当講師

加藤寿隆  
LEC専任講師



## ✓ 科目

民法・行政法

## ✓ 回数

全5回

## ✓ 使用教材

講師オリジナルレジュメ

## ✓ 1回あたりの講義時間

2時間30分

## ✓ タイムスケジュール

講義70分

休憩10分

講義70分

## ✓ お申込みはこちら



## ○ 講座内容

記述・択一で出題が予想される民法・行政法の重要論点（約 1000 論点）を網羅！約 24 年分の過去問の論点を、①事案→②論点→③結論の三段論法で構成されたテキストを用いて説明。改正民法にも対応。また、付録の空欄問題集及び出題頻度が高いテーマのまとめを用いて、キーワード・ポイントが即チェックできます。この道場でインプットし、〈記述 60 問解きまくり講座〉を受講すると効果は絶大です！

## 講座・レジュメのPOINT

加藤レジュメ 2024 民法・行政法実践力道場 行政法⑤

損失補償と財産の移与の関係	損失補償と財産の移与（引渡）は、同時履行の関係か？	判例は、「憲法29条③は、補償の同時履行までを保障したものと解することはできない」として、常に補償が財産の移与と機軸に同時に履行されることまでは必要ないとする（裁判例24,7,13）
正当な補償とは（相当補償説）	正当な補償とは、どのようなものか①？	憲法改正事件において判例は、「正当な補償」とは、当時の経済状態において成立するものと考えられる前提に基づき合理的に算出された相当の額をいう。すなわち、必ずしも常に市場価格と完全に一致することを要しない（憲法改正事件・裁判例24,12,29）。
正当な補償とは（完全補償説）	正当な補償とは、どのようなものか②？	土地収用法事件において、判例は「正当な補償」とは、完全な補償、すなわち収用の前後を通じて被収用者の財産価値を著しくならしめるような補償をなすべきであるとする（土地収用法事件・裁判例48,10,18）。

※ 判例の算金が一般人か特定人か → 「形式的基準」  
 ※ 算金の程度が受取程度（換算しなければならない程度）か否か → 「実質的基準」  
 ※ 特定人に対する受取程度を超えた制約 → 「相互の権利」

## POINT ①

事案→論点→結論の三段論法で構成されたテキストを使用

## ○ 合格者の声



T・Oさん

私は加藤先生が担当する「民法・行政法 実践力強化道場」を受講しました。「民法・行政法 実践力強化道場」では、行政法および民法の出題頻度の高い論点に絞ってまとめられており、択一問題だけでなく記述対策にもなるのでおすすめです。

## ○ スケジュール

科目	回数	日程	時間	実施校
行政法	1	26/9/27 (日)	10:00~12:30	横浜本校
	2		13:30~16:00	
	3		16:30~19:00	
民法	4	26/10/4 (日)	10:00~12:30	
	5		13:30~16:00	

※教材は講義当日に教室で配布します。発送はございません。

※本講座に欠席 Web フォローはございません。

※ Zoom 受講について ID・PASS 並びにレジュメ（閲覧のみ）につきましては MY ページにてご連絡いたします。

## ○ 受講料（税込）

科目一括でお申込みすると2,500円オトク！

受講形態	科目	一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通学/ Zoom	一括	27,500円	26,125円	26,950円	GA26650
	行政法	18,000円	17,100円	17,640円	
	民法	12,000円	11,400円	11,760円	

※ Zoom 受講の講師オリジナルレジュメは画面閲覧のみとなります。